

保険金の種類と補償の概要

バイク保険(総合バイク保険)

●各補償・特約のお支払いする保険金とその額

保険・特約の名称	補償の内容
賠償 対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のバイクに搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します(注)。万一の場合に備え、補償は”保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
	お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。
対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注)。

(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

傷害	人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のバイクに搭乗中の方がバイクまたは自動車の事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約)をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。)(注1)
	搭乗者傷害保険 (普通保険約款・搭乗者傷害条項) ※人身傷害補償特約を セットしない場合、 搭乗者傷害保険を 自動セット。	ご契約のバイクに搭乗中の方がバイクの事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
	自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約を セットしない場合、 自損事故傷害特約を 自動セット。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のバイクに搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注1)○:補償されます ×:補償されません

事故の種類 契約タイプ	ご契約のバイクに 搭乗中の事故	他人のバイク(※1)、 バス、タクシーに 搭乗中の事故(※2)	歩行中等の 自動車事故(※3)
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

(※1)「他人のバイク」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。その他の用途・車種は補償の対象となりませんのでご注意ください。また、被保険者の使用者の所有するバイクをその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。

(※2)バス、タクシーを運転中の事故は除きます。

(※3)「歩行中等の自動車事故」とはバイクまたは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

(注2)搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険・特約の名称	補償の内容
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方またはご契約のバイクの所有者(注1)が、バイクまたは自動車の被害事故(相手自動車・バイクの所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注2)(注3)について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用(注3)についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注1)ご契約のバイクの所有者については、ご契約のバイクの自動車被害事故の場合に限ります。 (注2)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。 (注3)当社の同意を得て負担した費用に限ります。
対物超過修理費用補償特約	ご契約のバイクを運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金がお支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額(注)について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限ります。 (注)ご自身の過失割合分のみが対象となります。
搭傷死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。

●保険金をお支払いできない主な場合

	賠償		傷害				弁護士費用補償特約
	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害補償特約	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約	
契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	×	×	△	△	△	△	△
酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	○	○	△	△	△	△	△
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	×	○	○	×	○	×
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	×					
受託物に関する損害賠償	—	×					

(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

※1 対物賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について保険金はお支払いできません。

※2 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金はお支払いできません。

※3 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

(a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害

(b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害

(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害

(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害